

区 分	支 払 っ た 保 険 料 の 額	各 保 険 料 の 適 用 控 除 額 (単 独)	合計限度額
旧生命保険料 又は 旧個人年金保険料	15,000円以下	支払った保険料の全額	7万
	15,001円から40,000円まで	$(\text{支払った保険料の全額}) \times 1/2 + 7,500\text{円}$	
	40,001円から70,000円まで	$(\text{支払った保険料の全額}) \times 1/4 + 17,500\text{円}$	
	70,001円以上	一律に35,000円	
新生命保険料 又は 新個人年金保険料 又は 介護保険料	12,000円以下	支払った保険料の全額	
	12,001円から32,000円まで	$(\text{支払った保険料の全額}) \times 1/2 + 6,000\text{円}$	
	32,001円から56,000円まで	$(\text{支払った保険料の全額}) \times 1/4 + 14,000\text{円}$	
	56,001円以上	一律に28,000円	

※「旧生命保険料又は旧個人年金保険料」…H23.12.31以前に締結した保険契約等に基づく保険料

※「新生命保険料又は新個人年金保険料」…H24.1.1以後に締結した保険契約等に基づく保険料

※新旧双方を適用する場合の各保険控除上限額は、住民税2.8万円